

令和6年度東かがわ市国民健康保険運営協議会（第2回）議事録

招集年月日 令和7年2月18日

招集の場所 東かがわ市役所南棟大会議室

開 会 令和7年2月18日 14時00分宣告

閉 会 令和7年2月18日 15時38分宣告

委員等	氏 名
出席委員	雲 財 英 喜
〃	平 尾 千恵子
〃	竹 本 朝 美
〃	橋 本 正 俊
〃	占 部 日出明
〃	堤 弘 行
〃	山 口 大 輔
〃	淀 紀 清
〃	長 尾 健 司
〃	小 島 昌 一
（＊12名の委員中、10名出席、2名欠席）	
職務のため会議に出席した者	
市民部長	小田 美香（市民部長）
事務局	廣瀬 和美（長寿保健課長）
〃	板坂 政治（税務課長）
〃	山本 学（税務課 諸税GL）
〃	石川 宜功（長寿保健課 保険・年金GL）
〃	戸川 晴佳（税務課 主査）

開 会	《開会宣言》 14時00分
廣瀬課長	失礼します。ただいまから令和6年度東かがわ市国民健康保険運営協議会第2回を開催させていただきます。 本来であれば市長がご挨拶すべきところですが、本日公務のため、欠席しております。申し訳ございません。 初めに堤会長よりご挨拶を申し上げます。
堤会長	《会長挨拶》
廣瀬課長	ご報告をさせていただきます。 ただいまの出席人数は10名の委員の方でございます。 宮崎委員、加藤委員から欠席のご連絡をいただいております。 東かがわ市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、半数以上の出席を満たしておりますことをここにご報告させていただきます。 それでは、ただいまから議題に入りたいと思います。 国民健康保険運営協議会規則第5条の規定によりまして、会議の進行は、堤会長にお願いしたいと思います。 それでは議事の進行をよろしく願いいたします。
議 題	
第1号 議事録署名委員の指名について	
堤会長	それでは、さっそくではございますが、議題第1号に移らせていただきます。被保険者を代表する委員の中から竹本委員様と保険医又は保険薬剤師を代表する委員の中から橋本委員様のお二人にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
議 題	
第2号 令和6年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について	
堤会長	続きまして、議題第2号「令和6年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について」を審議させていただきます。事務局から説明をお願いします。
石川副主幹 山本副主幹	《事務局説明》長寿保健課・税務課 ※資料1ページ、2ページの令和6年度3月補正額の全体額と増減額を説明。

堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご質問等がございましたら挙手をよろしくお願いします。 はい、小島委員。
小島委員	国民健康保険制度の方がちょっとよくわからないのですが、この予算の修正みたいなものを補正予算っていう形でマイナスとなるのが健康保険組合であれば、基本的には期初の予算に対して実績がどうであって、余れば翌年に繰り越すのですが、予算を削減するっていうのが少しよくわからなくて、この制度について少しご説明を願いたい。 3億5,000万円も交付金が減るっていうのがなぜ減るのか、医療費が減ったからはわかるのですが、減ったらそれを翌年に繰越せばいいんじゃないかなっていうのが一般的な感覚ですが、なぜ予算を減らさないといけないのかっていうところをご説明いただきたい。
石川副主幹	国民健康保険の場合は、歳入の方で、交付金が大きな部分を占めておりまして、実際は前年度の1月に当初予算を作成するのですが、その時は額っていうのは予測で出していくしかないです。 市役所の補正っていうのが、通常であれば6月の議会、9月の議会、12月の議会、3月の議会っていうそれぞれで実際に決算に近い形でできれば不用な額を落としていきます。健康保険だと先ほどご説明のあったように年間で決めてしまったそれをその後、落としていくだけなのですね。 というところが自治体の国保と考え方が違うのですが、決算に近い数値に落としていければ、その余った金額っていうのはその中でまだ何か執行できてない部分があればそういった執行の予算に使ったりもできるので、流動的にうまく効率的に使えるように時期的に補正を考える。本当に必要な額だけを計上していくというような流れになるのです。
廣瀬課長	毎年度当初予算額の算定にあたりまして、本市の場合でしたら、11月から1月の間に見込額ということで確定してまいります。実際にその予算を執行するにあたりまして、国、県から入ってくる交付金等を予測して立ててはいるのですが、実際入ってくる額が入ってこないこともありますので、それに合わせた形で予算の方も入ってこない額は落としていく、入ってくる額は、増額していくという形の予算を立てておりますので、健康保険の方の取り扱いとは若干異なってくると思います。

小島委員	数字を見ると、被保険者から預かった保険料が3億7,000万円 で県に返すのが3億5,000万円だったら、保険料がもっと安くなる のではないかと単純に思うわけですね。 要するに1番上の医療費分の保険税収入がありますでしょう。 それが3億7,600万円でしょ。 それに対して、県からの交付金を3億5,000万円返すとな ると、要するに被保険者の保険料を翌年に繰越せば、少しでも軽減 できるのではないかと単純に思ってしまって、この制度がどうい う制度なのかっていうのが、健康保険組合と国保さんとは先ほどの 説明で違うとは思いますが、結構、高い保険料を納めていた だいでいるので、翌年持ち越したら、軽減できるのではないかと 思って質問させてもらいました。
堤会長	他にございませんか。 はい、占部委員。
占部委員	ここにある滞納繰越っていうのはどんな事例なのですか。
山本副主幹	滞納繰越分について説明させていただきます。 滞納分につきましては、現年度で納まらなかった分を翌年度に 繰り越して、滞納分として徴収を続けていくっていうことになっ ております。 以上です。
占部委員	この滞納の事例というのは、要するに国保に入っている人が、 自己負担を払わないということですか。
山本副主幹	お見込みのとおりです。
占部委員	そういう人には保険証を出しているのですか。
石川副主幹	滞納者の方にも、保険証がもうなくなったので、資格確認書又 はマイナ保険証を使ってもらえるような形で運用しております。 未納者の方でも出しています。 今まで保険証があった時には、短期保険証といって短い2ヵ月 ごとの保険証を発行していたのですが、今回マイナ保険証にな り、保険証自体廃止になってからは、悪質な納税相談も全く見込 めない方には、医療機関に行って、10割の負担といった制度に なったのですが、滞納の方に資格確認書を止めたりはしてないで

占部委員	す。 払わない人に保険証を出すというのはちょっと理解ができません。病院に行ったら 10 割負担では、病院では、お金を支払いませんよね。私の知る病院では、払わない人の累積が 1 病院あたり 3,000 万円ですよ。都会でいったらもっと多くはなると思っています。 滞納の人で保険証を持っていない人が再び入るとすると今までの滞納を全て支払わさないのですか。 払わないと入れないでしょう。 それとも、入りたいと言う時から徴収するのですか。
山本副主幹	以前滞納があった部分も国保に加入する場合には、以前入っていた全ての滞納がなくなるということではなくて、滞納分として、以前の課税されていた分も徴収を続けてまいります。
堤会長	他にございませんか。 山口委員
山口委員	少し確認をしたいと思います。 先ほど短期保険証の話が出たので、そこを教えていただきたいのですが、これまで滞納された方に関しましては、保険証が短期の保険証になったり、時には一旦全額負担とか返ってくる率が変わる、1 割とか 3 割とかいろいろな事例があったと思うのですが、マイナ保険証になって、短期保険証が終了して、全員に 1 年間のものを交付する。納めた方も滞納した方も紙の資格確認書は同等の期間で同等のものが与えられるとなっているのでしょうか。
石川副主幹	同等というわけではなくて、悪質な滞納者に関しては、資格証自体はなくなったので、特別療養費といって、病院の方で 10 割を支払ってもらってといった国の通達どおり運用しておりますので、まずは、納税相談をしていただいて、それでも悪質な滞納の場合は、そこは特別療養費の制度で、病院では 10 割負担いただく制度自体はあります。イメージとしたら 2 ヶ月とかの短期証は、なくなったので、こちらは国の通達とかを見た限りでは、考え方として、病院に行って、医療を受けるっていうことは、生死に関わることもありますので、滞納でペナルティという考え方は、もちろん大切だとは思いますが、マイナ保険証に移行して

	からは、どちらかというと保険証の発行はするけれども、納税相談は、個別に相談して、厳しく対応するような通達になっております。
山口委員	先ほど、悪質な滞納者とありましたが、悪質という定義がいまいなので、具体的に何をもって悪質とするのか定義を教えてください。
石川副主幹	悪質の定義がわかりにくいとありましたが、こちらの方は市の方で、決めることができるようになっていきます。特別療養費といって、10割の負担をされている方が、今いるかと言うと、10割の人は未だ出てきていない状況です。 マイナ保険証になってから市の方で運用を決めていくようになっていきますので、そこは未だ、例えば、前々年度以前未納であれば、10割にするのかといったことは、今後の課題と考えています。
山口委員	重要な課題というか、これは決めてから運用しないといけないはずなのですね。なぜかと言うと既に滞納されている方がいらっしゃる。これが0人であれば、時間をおいて考えて良いのですが、既に滞納されている方がこれまでいたはずで、であれば、その原因等調査して、こうするべきだと決めないと、また1年、2年と続いていき、この予算は変わっていくので、これで良いのかなという疑義が残ります。 現在は決められてないということですが、これまでの滞納の方の状況を報告いただければ助かります。
雲財委員	要するに、納めている人と滞納している人で不公平という言葉が妥当かわからないが、それが聞きたいのです。それが、東かがわ市の裁量でやっているかわからないが、ある程度、基準がなければ、被保険者が聞いて、あの人は払っていないのに全国の保健機関へ行けているんですか、といったことを聞かれたときに困らないように、他の市はどうなっているのか、厚労省はどうなのかをある程度把握していないと、極端な話、訴訟でも起こされたら、絶対負けると思います。
山口委員	今までは、お金を支払わない人が、ペナルティ1は、短期になって、ペナルティ2は、資格証になって、何割の負担ですと、ペナルティ3は、10割保険の適用ではないから、全額払ってくださいね、というケースがあったとすると、今の話だと、10割負

小田部長	担するところは、相談をきちんとしてから、事前申告をしないと駄目だとわかるのですが、今まであった短期とか資格証とかの扱いは今のところはなくなったから、あなたは保険適用になりませんよ、10 割ですよ、悪質ですからの前段階がリセットされているわけですよ。 今までも3段階で、保険証を普通に使える人、短期証といって期間を2ヵ月で区切って、保険証を交付している人、もう一つは、国保の資格はあるけど、納税していないので、窓口では、10 割負担でという3パターンがありました。 マイナ保険証が使えるまでは、10 人ぐらいは納められていなくて、病院行って窓口で10割お支払いいただく人がおられました。その人たちについては、今のところ、マイナ保険証でいくと3割を支払い、受診できる可能性がありますが、今後、こちらの方から納税相談してくださいね、ということで、それでも滞納に応じてくれない時には、窓口で10割ですよ、というお知らせをして、10割支払っていただくという流れです。
山口委員	一定数の人は、短期証だったと思いますが、短期はないわけですよ。10割負担になっていた方は10人ぐらいはいたはずなのです。短期の方は制度がないので、1段階前に戻りました。国保税を支払っている人と同じ扱いになったわけですよ。 これは制度の問題であって、短期に今までなっていた方はお金を支払っていないけど、2ヵ月ごとに切り替えなければいけないようなペナルティがなくなったので、10割になるまでは、何をやっても同じなのだなというのがわかりました。これは国の制度ですから、市の責任というわけでもないのですが。 10割負担の人は誰もいないわけではなく、これからは制度を創ってやっていくということですね。 今まで短期の方は、10割負担にならない場合は、ずっと一般の方と同じになるという制度になっていますよね。
石川副主幹	山口委員のおっしゃるとおりでございます。 短期証という制度自体はなくなっております。ただ、以前は資格証という方はおられましたので、制度自体は12月2日以降変わりましたが、10割の方というのは今後出てくる形になります。
堤会長	他にございませんか。 はい、雲財委員。

雲財委員	希望ではございますが、被保険者としては、真面目にきちんと国保税を納めている人と、納めていない人は、今後は、納税相談をきちんとしてから 10 割といった方針があるようですが、東かがわ市として、担当の人は、大変とは思いますが、ある程度、こういう時は止めますよといった基準を考えておいた方が良いと思います。なるべく他の市はどうやっているのか、厚労省はどうやっているのかは知りませんが、とにかく、不公平感を抱かせないようにしてもらいたいというのが、希望です。
堤会長	他にございませんか。 はい、橋本委員。
橋本委員	未納者に、例えば、取り立てに行き、納付なければ、差押えするとか、交通切符で、滞納していたら、10 回目には、パトカーが来て、逮捕するとか、それが、逃げ得になってしまったら、市としても、非常に甘い考えを持たれるので、やっぱり、厳しくした方が良いと思います。法律で、国民皆保険制度があるからしょうがないが、滞納者が大きな顔をしているのは、いけないと思います。そこは、勇気をもって取り立てに行ったら良いと思う。
山本副主幹	税務課としては、納期限を 20 日過ぎましたら、督促状を発送しております。また、年 1 回、催告状を発送しております。催告状を発送しましたら、多くのお問い合わせをいただきますので、その時に分納相談や分納誓約を執りつけるようにしています。 それには、1 年以内に完納できるように指導しております。
堤会長	他にございませんか。 はい、小島委員。
小島委員	先ほど、予算の説明の時に、税務課から予算どおりと話があって、影響ありませんとなっているのですが、今のお話で、滞納がないのであれば、予算、3 億 7 千 6 百 8 0 何万円の予算どおり、調定額ですかね、この予算、要するに、私もここで初めて知りました時効があると言うことで、県に行った時に、県に質問した時に、香川県全体で、4 億 2 千 2 百万円ほどの滞納があるということで、すごい金額になっております。国保さんだけで、4 億円という金額は、県としては把握していただいたということで、この 4 億円はどこにいったのといったら、皆さんの保険料から医療費を支出しているということで、今後、県としては、各市町に対して、収納率を上げて欲しいと依頼はしていると聞いている。

	東かがわ市として収納率、健康保険組合としたら、収納見込、要するに3億7千6百万円の中で、収納見込は、令和6年度どのぐらいの収納率があって、令和4年度から令和5年度には1億円ぐらい未納者が増えているのですね。令和5年度から令和6年度収納率は、上がってきているのか、市はそういった収納率向上の対策を講じてきたのかお聞きしたいと思います。
山本副主幹	収納率の方は、令和5年度の方が、現年度が、95.59%、滞納繰越分が33.6%で、合計で88.13%となっております。 今年度ですが、1月末現在で、現年度が、81.02%、滞納繰越分が、28.28%で、合計で74.80%となっており、例年どおりの徴収率で推移しております。
小島委員	県の方へ確認したところ、市に対する納付金は、市の方で収納できない額まで含んで予算を立てると、それが皆さんの保険料に上乗せされて、県に納める納付金の額を揃えるために、保険料率を少しでも上げて支払いにまわしている市があると聞いているので、収納率が下がると、皆さんの国保の保険料率がどんどん上がってきているのが実情らしいです。 東かがわ市であれば、例年どおりであると、改善されていないのかな、というかたちで、改善対策、今までどおり、資格確認書を発行して、3割負担で医療を受けられるという状況が増えつつあれば、どんどん支払わない人が増えてくるのではないかと、平等性といったところから見直しをお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。
板坂課長	香川県の市町行政要覧といったものがありまして、これが令和6年3月分ですが、こちらの方に、各市町の徴収率が出ておりまして、これが令和6年ですが、おそらく4年度と思いますが、東かがわ市につきましては、現年と滞納を合わせて88%です。ちなみに高松市が、80%、丸亀市が82.7%、坂出市が77.8%、市の平均で82.6%、県下の平均でも83.3%なので、私どもそれなりに頑張っているつもりでございます。
堤会長	他にございませんか。 他に質問は無いようでございますので、議題第2号「令和6年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について」の採決を取りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願い致します。

	県から交付されると聞いているので、ここは減っても増えても関係なく、実際に療養給付費で支払われた額になってしまうので、先ほど、第2号議案で3億5千万円減ったように、ここが逆に、医療費が増えたら、追加で交付金が交付されるのではないかと思います。だから、第2号議案で3億5千万円減らすようにしたのに、7年度の予算で5千万円ぐらいしか減らさないのか、被保険者の数も減って、医療費が1億9千万円も減るといっているのであれば、ほぼ近い数値にしておいた方が良いのではないかと、増えても減ってもどちらにしても県から交付されるものであれば、そんなに数値的に影響がないのではないかと、また来年の今頃、3月の見込でまた使わなかったから返します、という形で結局、同じことの繰り返しでないかなという感じですけど、このへんの制度的な国保さんの運営というのが、よくわからなかったのを、教えていただきたかったのですが。 マイナスになったら、県から交付されるのは事実ですね。 県に聞くとマイナスだったら、県から市の方に交付されますと聞いたので、ここの数字はイコールでも問題ないのかなと感じたので、回答をお願いいたします。
石川副主幹	小島委員さんのおっしゃられていることは、歳入の方で言えば、保険給付費のマイナス4千993万9千円とマイナス355万7千円を足して、マイナス5千万円ぐらいと、右側の歳出の1億9千4百万円がイコールになるのではないかと言うことですか。
小島委員	いえ、県から交付されるのかの回答をお願いします。
石川副主幹	小島委員のおっしゃるとおり、県から療養給付に係る費用は、交付されることになりますので、歳入の26億5千万円は、実際は、右側の歳出の療養給付費だけではなくて、その下の療養費、高額療養費も含んだ保険給付費の中の合計額になりますので、これを足すと、26億8千万円で、ほぼ近い数値になるので、交付をイコールでいただける予算にはしております。
小島委員	はい、わかりました。 保険給付費、歳出の②全体の額ってことですね。
堤会長	その他にございませんか。 はい、山口委員。

山口委員	滞納分のことで少し聞きたいのですが、令和7年度の当初予算が、1千800万とんで、9万8千円という形になります。医療給付費分、後期高齢、介護納付金を足すと。令和6年度の金額から見ると、106万2千円が増減で、マイナスなのですが、これは、回収できるからなのか、それとも失効するからなのか、どちらなのでしょう。
山本副主幹	前年並みの収納率を基に試算しています。
板坂課長	予算上、前年並みベースで人数とかで積算しているだけで、現実、未だ積み上げた答えが出ていない状況なので、あとは、加入者の人数等を見ながら、予算上は計上しております。
堤会長	他にございませんか。 質問は無いようでございますので、議題第3号「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案について」の採決を取りたいと思います。 この議案に賛成の方の挙手をお願い致します。 《全員挙手》 全員賛成でございますので、「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案について」は承認されました。 ありがとうございました。
議 題 第4号「国民健康保険税の改正について」	
堤会長	続きまして、議題第4号「国民健康保険税の改正について」の説明を事務局よりお願いいたします。
山本副主幹	《事務局説明》 税務課
堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
議 題	

第5号「その他」について 堤会長	無いようでございますので、議題第5号「その他」についてですが、まず「国民健康保険の高額療養費支給申請手続きの簡素化について」の説明を事務局よりお願いします。
石川副主幹	《事務局説明》長寿保健課
堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませんか。 はい、小島委員。
小島委員	ホームページ掲載の時には、お問い合わせ窓口の連絡先はきちんと掲載していただけるのですか。
石川副主幹	長寿保健課の代表連絡先をわかるように掲載します。
堤会長	他にございませんか。 はい、占部委員。
占部委員	領収書が必要なのでしょうか。普通、国保連合会の方に保険の請求が行きますよね。だから、自動的にわかるはず。それとも、払ったことの確認がいるのでしょうか。
石川副主幹	令和3年3月17日の施行までは、70歳未満の方は、領収書を国保の方は確認して、高額療養費を支給するという決まりになっておりましたので、令和3年度以降は、領収書を見る必要はなくて、ただそこも自治体で運用が決められておりましたので、確かにおっしゃるとおり、おそらくレセプトのデータが来て、その中で確認ができますでしょう、ということだと思いますが、中には、レセプトもその時点のものなので、例えば過誤の請求があれば、金額が変わったりする場合がございますので、その点をきちんと確認するという事で、今までは、70歳未満の方には、領収書を出してもらって、70歳以上の方は必要なかったのですが、そういった運用を各自治体は令和3年まではしていました。 これからは、もちろん領収書の添付はいらなくなるような形になります。
堤会長	他にございませんか。

小島委員	無いようですので、以上で、予定議題はすべて終了しました。 委員の皆様で何か国民健康保険全般に関してご質問、ご意見などがありましたらよろしくお願いします。 はい、小島委員。 事務的なことで申し訳ないのですが、資料とか案内を郵送していただいているのですが、電子化になっているので、希望者だけ、メールで送っていただけるような仕組みをご検討していただけないかと思ひまして。郵送代も高くなっているんで、多分、被用者保険ではメールが当たり前なので、申し訳ないですけど、被保険者の皆さまにはいいのですが、企業の方は電子化でメールが当たり前なので、もしよければメールで案内、資料を送っていただく形をご検討いただければと。 全員ではなくて、希望者だけ。 会議にパソコンを持ってきて良いか、というのもいちいち紙で焼いてというのも、メールでそのまま持ち込みたいので、出来るかどうか。
石川副主幹	案内とか資料を電子メールで送れないかということですが、こちらの方は対応することが出来ますので、希望者の方には、対応する形を採りたいと思います。 郵送で希望を取って、その中にメールアドレスを記入してもらって、次回の8月の予定している運営協議会で資料なり案内は、事前にメールで差し上げるようにしたいと思います。 それと、パソコンの方の持ち込みですが、事務局としては、問題ございませんので、持ち込んでいただいて、会議をしていただければと思います。
堤会長	資料についてはメールですが、案内についてもですか。
小島委員	はい。
堤会長	よろしいということですね。
小島委員	最初に委員に選ばれたときに、それを選べれるように。 途中で委員を変更されるときは、郵送からメールとかメールから郵送とかで対応できる形をとっていただけるようにしてもらえればありがたいです。
堤会長	他にありませんか。無いようですので、最後に事務局より、連

石川副主幹	絡事項をお願いします。 議事録の署名についてですが、議事録が作成でき次第、堤会長、竹本委員、橋本委員にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 次回の運営協議会の開催は、令和7年8月頃を予定しております。また、電子メール又は紙での文書で案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
堤会長	皆様方の慎重なるご審議をいただきまして、全ての審議が終了いたしました。また、皆様方のご協力によりまして、議事が円滑に進行いたしましたこと、厚くお礼を申し上げます。 以上をもちまして、令和6年度第2回、東かがわ市国民健康保険運営協議会を終了といたします。本日はありがとうございました。